

生活環境影響調査結果の縦覧について

生活環境影響調査について

生活環境影響調査は、一般廃棄物処理施設の設置の届出等に際し実施することが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」で定められています。

現在、本組合が計画している第 2 期ごみ処理施設整備事業の実施が周辺的生活環境に及ぼす影響を予測・評価するとともに、今後、事業を行なっていく上で必要な保全対策などを明らかにします。また、その結果を公表して、意見を伺い、環境保全の観点からより良い事業を行うことを目的とします。

生活環境影響調査書の縦覧等の手続きについて

「県央県南広域環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 11 年条例第 28 号）」に基づき、生活環境影響調査書の縦覧等の手続を行います。

縦覧について

縦覧内容

第 2 期ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書

縦覧期間

令和 4 年 2 月 3 日（木）から令和 4 年 3 月 3 日（木）まで

午前 9 時から午後 4 時まで

注意：土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

縦覧場所

県央県南広域環境組合事務局（諫早市福田町 1250 番地 管理棟 1 階）

諫早市 市民生活環境部 環境政策課（諫早市東小路町 7-1 本館 5 階）

縦覧方法

縦覧場所に設置している申込書、あるいは組合ホームページに掲載している申込書をダウンロードし、必要な事項を記入し、ご持参の上お申込みください。

組合ホームページアドレス：<https://www.kouiki-kankyou.com/>

意見書について

意見書の提出

施設の設定に関して利害関係を有する者は、組合管理者に生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができます。意見書の様式は、縦覧場所に設置しているほか、組合ホームページからもダウンロードできます。

持参又は郵送のいずれかで提出してください。

組合ホームページアドレス：<https://www.kouiki-kankyou.com/>

意見書の提出期間

令和4年2月3日（木）から令和4年3月18日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜日及び祝日は除く）

注意：郵送の場合も含め、令和4年3月18日（金）までの必着です。

意見書の提出先

県央県南広域環境組合事務局（諫早市福田町1250番地 管理棟1階）

郵送：〒854-0001 諫早市福田町1250番地（当日必着）

県央県南広域環境組合 施設課 計画班

意見書の取扱いについて

提出された意見書については、組合の検討結果をまとめ、要旨を組合ホームページに公表します。

個人情報等は公表しません。また、提出された意見書に対して個別の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。